

『後期高齢者医療制度』について

水 落 孝 子

【質疑】来年 4月から始まる、
75 歳以上の後期高齢者を対象

にした後期高齢者医療制度で
は加入者全員から保険料を徴

収し、1年以上保険料を払えない場合、資格証明書（以下資格証といいます）を発行するというもので、高齢者に大きな不安が広がっている。
そこで

①窓口で支払う一部負担金の
軽減制度の創設

②現行の国保では、高齢者には資格証発行を除外されているが、後期高齢者医療制度では発行することについて市長の所見を伺う。

【その他の質問】

多重債務者救済問題に関して

台風4号の被害に対する復旧対策について

四 竜 英 夫

【質疑】台風4号の被害は、
本市に甚大な被害をもたらし

た。

特に小原地区では、市道小久保平原線が大規模な地滑りにより分断され、復旧の見通しが立っていない。

現在は、福岡川原子経由の市道を迂回して急場をしのいでいるが、従来の4倍もの距

離があり大きな障害となつている。

住民はこうした不便な生活を強いられながらも、いつの日か元の生活を取り戻せる日が来ることを信じて希望の灯火を燃やし続けている。

こうした現実に鑑み、将来に向けどのような対策を講ずる考え方か伺いたい。



11 小久保平地区の地すべり

【答弁】一部負担金の軽減制度の創設については、高齢者の医療の確保に関する法律第 69 条の中で、一部負担金の減免制度について規定しており、災害やその他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被

保険者に対して、一部負担金の減免及び免除等の措置をとることができることになつて

いる。

したがつて、宮城県後期高齢者医療広域連合において、本規定に基づき該当する被保険者の一部負担金の減免を実

施することから、市としての独自の軽減は考えていない。

資格証については、保険料を 1 年以上滞納した方を対象として、保険料の滞納の状況や市町村の納付相談への対応状況等を勘案し発行されるものである。

また、発行の判断は、保険者である広域連合が行い、発行にあたっては徴収を担当する市町村と十分協議することとなつていていることから、個別事情等によつては、短期証で対応する場合もあるのではな

いかと考えられる。

本制度の医療給付の財源は、公費 5 割、国保などの保険者からの支援金 4 割、そして保険料 1 割の利用負担をもつて運営されることになっている。このことから、滞納している被保険者に対して納付指導を行い、保険料の確保に努めることは保険者としての義務であり、他の被保険者との均衡を保つための一手段として資格証の交付は妥当性があるものと認識している

【答弁】当然のことながら市民が生活している以上、市道の廃線は考えていない。

しかし、市単独で災害復旧を行う場合は莫大な費用がかかるため、現在、県で行う災害関連緊急地すべり対策事業と連携をとつて、市道の災害復旧に向け準備を行つてゐるところなので、ご理解いただきたく。